

伊勢志摩国立公園管理計画書_建築物（抜粋版）

行為の種類	取扱方針
<p>1 工作物 (1) 建築物</p>	<p><審査基準></p> <p>①外部意匠</p> <p>ア. 建築物の屋根は、住宅用の車庫や倉庫等の小規模な建築物及び特殊な用途の建築物を除き、原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等でないこと。ただし、主要な展望地等からの見え方を勾配屋根と比較検討し、例えば平坦な地形や水平基調の山稜線の背景に一致するなど、意匠、色彩、表面仕上げ等も含め、より周辺の風致景観と調和していると判断される場合はこの限りでない。</p> <p>イ. 屋根の勾配は、10分の2以上とし、主要な展望地等から見て背景となる山稜の勾配や地形と調和のとれたものとする。ただし、アのただし書きを適用した場合はこの限りでない。</p> <p>②素材・色彩</p> <p>ア. 周辺の風致景観と調和しない反射性のある素材を壁面の大部分や屋根に使用しないこと。</p> <p>イ. 屋根の色彩は、周囲の風致景観と調和しにくい高彩度色や、まちなみや自然の緑と対比の強い高明度色を使用しないこととし、黒色、暗灰色又は焦げ茶色とすること。</p> <p>ウ. 外壁の色彩は、周囲の風致景観と調和しにくい高彩度色を使用しないこととし、茶色、薄茶色、暗灰色、灰色又はアイボリー・クリーム・ベージュとすること。</p> <p>③修景緑化</p> <p>建築物の周囲は、既存樹木を活用するとともに在来緑化植物のうち地域性系統の植物（当該場所に適した植物の種苗が入手できない場合はこの限りでないが、外国産の在来緑化植物の利用は行わないこと）を植栽することにより、周辺の風致景観との調和を図ること。</p> <p><配慮を求める事項></p> <p>ア. 周辺の建築物、工作物や地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置・意匠とすること。</p> <p>イ. 行為地周辺に樹林地等がある場合は、可能な限りその高さ以内にとどめるよう配慮すること。</p> <p>ウ. 屋外設備、外階段、車庫、立体駐車場、機械室等は、道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置するとともに、遮蔽植</p>

栽等により修景を行うよう配慮すること。

エ. 敷地を塀、垣等で囲う場合は、生垣等の植栽若しくは石垣等の自然素材又はこれに類する素材を使用し、公園利用者等に対する圧迫感の軽減、周辺の風致景観との調和に配慮すること。また、フェンス等を用いる場合は、色彩は茶色、灰茶色、暗灰色又は灰色を基本とすること。

オ. 擁壁を設置する場合は、主要な展望地等から望見される部分について、形態・仕上げの工夫等により、単調さや圧迫感の軽減に配慮すること。